

差止請求権の行使に関する訴訟その他の手続の概要及び結果の記録

適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま

1. 案件名 (案件管理番号) : 19-③ 訴訟 NO.2 栄養補助食品	
2. 訴え提起等の相手方である事業者等の氏名又は名称 : 株式会社インシップ	
3. 事案の概要及び主な争点 :	
① 事案の概要 : 健康食品販売事業者 (株) インシップ栄養補助食品 ノコギリヤシエキス (商品名) の新聞広告には、頻尿改善の医薬品的な効果効果があるような表現やイラストが使われており、当該表示は景表法 5 条 1 号の優良誤認表示にあたる。 (1) 「夜中に何度も…」 「最近時間が…」 「外出が不安」 「中高年男性のスッキリしない悩みに!」 の文字による表示 (2) 寝間着を着た男性が困ったような表情を浮かべて下半身を震わせながら扉のノブに手をかけているイラスト及び「何度も…ソワソワ…」 との文字による各表示 (3) 電車に乗った男性が、困ったような表情を浮かべ、下半身を震わせて我慢している様子でつり革につかまっているイラスト及び、「早く降りたくて…ソワソワ…」 との文字による各表示 (4) 「飲んでみたら、早めにスッキリした」「寒い時期も乗り切れそうです」との文字による表示 医薬品として承認されていない商品について医薬品的な効果効果が表示されている場合、景表法 5 条 1 号の優良誤認表示にあたる。 補助的事実 本件サプリが含有するノコギリヤシエキスが頻尿を改善する効果を有しないこと 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所の 『健康食品』の素材情報データベース」によれば、 ノコギリヤシエキスの有効性について、 「前立腺肥大症に対する作用など、一部にヒトでの有効性が示唆されていたが、現時点では効果がないことが示唆されている」と記載されている。 ヒトでの評価に関するランダム化試験結果 (4 種の試験) の併記があり、ノコギリヤシエキスが頻尿を改善する効果を有しないことが確認されている。 当該事業者に対して当法人は、2019 年 7 月に申入書を 2 回 11 月に消費者契約法 41 条 1 項事前請求書を送付したが、いずれも受取拒絶で返却を受けた。	
② 主な争点 : 栄養補助食品ノコギリヤシエキス (商品名) の新聞広告に、頻尿改善の医薬品的な効果効果があるような表現やイラストが使われており、当該表示が景表法 5 条 1 号の優良誤認表示にあたるか。 請求の趣旨 1. 被告は、日刊新聞紙上の広告において、ノコギリヤシエキスについて頻尿が改善する効果を有するかのよう表示をしてはならない。 2. 訴訟費用は被告の負担とする。 との判決並びに仮執行の宣言を求める。	
4. 法的手続の種類 :	
① 具体的な手続 (該当するものに○) : ○訴訟 調停 仲裁 和解	② 当団体の地位 (該当するものに○) : ○原告 (申立人) 被告 (被申立人)
5. 訴え提起等の日 : 2020 年 2 月 19 日 (水)	6. 係属裁判所 (部) : 岡山地方裁判所民事部 事件番号 : 岡山地裁令和 2 年 (ワ) 第 144 号
7. 訴え提起等後の経緯及び結果 :	
5/12 (火) 新型コロナウイルス感染拡大により、第一回期日の中止 7/28 (火) 10:30 ~ 第一回期日予定 岡山地裁第一民事部	